

企画総務委員会 送付7-9

路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情

受付年月日 令和7年3月6日

陳情者 提出者 1名

2025年3月4日

千代田区議会議長  
秋谷 こうき 殿

氏名

住所

TEL :

## 路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情

### 記

千代田区は、平成14年10月に全国で初めて、路上喫煙等を禁止し、違反行為に対して罰則を科す『安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例』を制定しました。また、令和6年11月からは、紙巻きたばこに加え、加熱式たばこも対象に加えています。

私は千代田区に通勤し始めて3年、居住して2年が経過しました。しかし、2024年初頭頃から、秋葉原・神田駅周辺において、ゴミのポイ捨て、路上喫煙、客引きが顕著に増加し、体感治安が大幅に悪化したと感じています。実際に、X（旧Twitter）で「秋葉原 治安」などのキーワードで検索すると、秋葉原の治安悪化について言及する投稿が多数見受けられ、多くの方が現在に至るまで治安の悪化や居心地の悪さを感じていることがうかがえます。

特に路上喫煙の問題は深刻であり、例えば、万世橋出張所裏にある佐久間橋児童遊園では、夜間や休日に喫煙者や飲酒をする人々が集まり、児童遊園とは到底呼べない状況となっています。先日、平日夜8時過ぎに千代田区から委託された警備会社の方に「佐久間橋児童遊園で喫煙している人々を取り締まってほしい」と依頼しましたが、「先ほど4人ほどに口頭で注意をしましたが、過料を科すことができるのは黄色いジャンパーを着用した警察OBの方々だけで、その方々は日中しか活動していない」との回答をいただきました。その直後に現場を確認したところ、3~4人が喫煙しており、「路上喫煙禁止」と知りながら喫煙をしている状況でした。このことから、口頭での注意のみでは十分な抑止力がなく、実効性が欠けていることを改めて認識しました。

後日、千代田区の地域振興部安全生活課安全生活係に確認したところ、「平日・休日の日中のみ過料の取り締まりを実施しており、夜間の取り締まりをすぐに実施するのは難しい」との回答をいただきました。

また、千代田区では「千代田区には公園がたくさんある」と広報していますが、実際には少くない公園には普段ホームレスの方や喫煙者があり、子どもが安心して遊べる環境が十分に確保されているとは言い難い状況です。このような現状が改善されない限り、公園としての適正な利用が困難であり、場合によっては喫煙所としての用途変更も検討すべきではないかと考えます。

さらに、路上喫煙の取り締まりについて、千代田区は「適切に取り締まりを行っている」と発信していますが、実際には日中のみの取り締まりにとどまっており、朝の通勤・通学時間帯や夜間の仕事終わり・塾帰りの時間帯には十分な取り締まりが行われていません。また、公道に面するビルや駐車場などの他人の敷地内に勝手に入り込んでの喫煙については、私有地であるため取り締まりの対象外となっています。このため、区民の実感と行政の認識には大きな乖離が生じていると考えます。

加えて、路上喫煙に対する過料についても、条例制定時には環境美化・浄化推進モデル地区において「過料（2万円以下）、改善命令違反の場合は罰金（5万円以下）」と規定され



ていますが、制定から23年が経過した現在も過料は2,000円で据え置きとなっています。結局のところ、多くの路上喫煙者は条例の抜け穴を見つけ出しており、今の運用では抑止力が不十分であり、現状に即した見直しが必要ではないかと考えます。

つきましては、以下の事項について陳情いたします。

1. 午前7時から午後10時まで、路上喫煙に対する過料の取り締まりを実施すること。
2. 公道から7メートル※ 以内の私有地における喫煙についても、喫煙者が当該私有地との関係性を証明できない場合は、路上喫煙として過料の適用対象とすること。
3. 現在2,000円となっている過料の額を増額し、罰金も適用すること。

※ 無風状態の屋外で喫煙者一人の場合、そのたばこの煙の臭いと発がん物質は、最低でも半径7メートルまで届くと言われています。

(参考)

千代田区「千代田区生活環境条例」

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/jore.html>)

千代田区「生活環境条例 路上禁煙地区、環境美化・浄化推進モデル地区」

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/bika/index.html>)

千代田区「施設管理者のみなさまへ 屋外における受動喫煙防止にご協力をお願いします」

(チラシ同封)

以上

屋外に  
おける

施設管理者のみなさまへ

# 受動喫煙防止に ご協力をお願いします

「たばこの煙を吸わされて困っている」  
と多くのご相談が  
寄せられています。



## 喫煙場所を設置する場合は、配慮義務があります

2020年4月に全面施行された改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例は、多数の者が集まる施設屋内における喫煙規制であり、屋外については規制がありません。

しかし、施設管理者には、屋外であっても喫煙場所を設置するときは、「周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」と法律で義務付けられています。

## その煙がどこへ行くか、 周囲への配慮をお願いします

たとえ敷地内に灰皿を設置していても、道路に面した場所などでは、人が通行する方向に煙が流れていく可能性が極めて高くなります。

このような場合は、区では「望まない受動喫煙」の恐れがあるとして、灰皿の移動や撤去をお願いしています。

### 灰皿の設置場所について、具体的に✓してみてください

- 建物の出入口付近に設置していませんか？
- 人通りの多い場所ではありませんか？
- 周囲に人が集まる場所ではありませんか？
- 喫煙場所の上や煙が流れる方向に、近隣の窓などがありませんか？
- 子どもや妊婦、病院の患者さんが多く通行する場所ではありませんか？
- 道路上ではありませんか？



# Q&A

## Q1

### なぜ配慮が必要なのですか？

たばこの煙には、本人が吸う「主流煙」と、たばこの先からたちのぼる「副流煙」とがあり、煙に含まれる有害物質の量は、主流煙より副流煙のほうが数倍から数十倍も多いことがわかっています。

受動喫煙による年間死亡者数は、推定約1万5,000人と言われており、様々な健康への悪影響を及ぼすことが明らかになっています。子どもや妊婦は、受動喫煙による健康影響を特に受けやすく、とりわけ配慮が必要です。

## Q2

### 配慮義務に罰則はありますか？

ありません。

## Q3

### どこでたばこを吸うことができるのですか？

屋外（一部の施設の敷地内を除く）、私的な利用空間であるホテルの客室、人の居住する場所は、法律や都条例による規制はありません。また、喫煙専用室等が設置されている施設や飲食店には、喫煙できる場所があるかどうかを判別するための標識が掲示されていますので、ご確認ください。

なお、喫煙できる場所であっても、法律により、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する義務があります。

## Q4

### 路上での喫煙についてはどのようなルールがありますか？

千代田区生活環境条例で、皇居を除く千代田区内全域が路上禁煙地区となっています。

路上禁煙地区で喫煙または吸い殻をポイ捨てした場合は、2,000円の過料処分の対象となります。

## Q5 屋外でも受動喫煙防止対策が必要ですか？

わずかな煙成分にも反応する喘息患者さんなどいらっしゃいますので、屋外でも受動喫煙対策は必要です。

無風状態の屋外で喫煙者一人の場合、そのたばこの煙の臭いと発がん物質は、最低でも半径7メートルまで届くと言われています。

お問い合わせ



千代田区  
Chiyoda City

受動喫煙防止対策について  
受動喫煙防止相談窓口

路上喫煙・ポイ捨て防止について  
地域振興部安全生活課

03-5211-3669

千代田区 受動喫煙

03-5211-4252

